

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

玉川村長 須釜 泰一

市町村名 (市町村コード)	玉川村 (075027)
地域名 (地域内農業集落名)	中地区 ( - )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月5日 (1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中地区では、農用地等面積58haのうち、国の遊水地対象予定地域は22haである。今のところ、具体的な計画が示されていないため、地域農業の将来像が描けない状況となっている。また、遊水地対象以外の農地については、農業用水の確保が大変な畑地は耕作放棄地化が進んでいるが、地域の担い手は他地域と比較すると多い状況にあることから、今後も農地の集積・集約化を進めていく必要がある。畜産においては、安定した飼料調達を図るため、堆肥を施肥し、稲わら等の供給を受けるなどの耕畜連携の仕組みを進める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、水稻を主とした農業である。2024年の米価格は上昇傾向にあるが、今後の見通しが不透明であることから、将来的に米のブランド化による高付加価値化を研究・実践していきながら、地域として園芸作物等の優良品種導入を検討していく。また、耕畜連携による稲わら等の飼料確保のため、畜産農家以外による粗飼料の栽培方法を確立する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当地区は、農業構造改善事業で圃場整備が行われている農地もあることから、そのような優良農地を優先的に活用保全しながら、農地所有者に対して農地バンクへの貸付け等を進めつつ、担い手(認定農業者等)への農地の集積・集約化を基本とした農地利用を進める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
遊水地対象以外の農地において、担い手(認定農業者等)を中心に集積・集約化を進め、特に圃場整備が行われている優良農地(農業構造改善事業の整備地域)を優先的に活用保全していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農継続が困難になった場合、農地バンク機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることが出来るよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業構造改善事業で圃場整備が行われているが、未整備地区は、狭小な農地や湿田等の条件が不利な農地があるため、住民の意向を踏まえながら、必要に応じて、圃場や農道等周辺環境の整備を協議・検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
中心経営体の高齢化も進むことから、地区外からの入作を希望する認定農業者や認定農業法人の受入れを促進するとともに、栽培技術や生産する農地のあっせんを行い、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻栽培における苗管理・肥料散布・植付・収穫・調整作業全般に当たり村内における農作業受託者協議会会員に作業を委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①現時点において大きな被害は無いが、今後被害が生じた際に迅速に対応出来るよう有害鳥獣駆除隊との連携体制を構築する。
- ③スマート農業による営農の効率化を進め、持続的な農業を実現する。
- ⑤きゅうりやトマト等、収益性の高い作物の導入・促進に取り組む。
- ⑨耕畜連携の確立により、飼料、肥料のコストカットを目指す。